

小値賀町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 長崎県 小値賀町

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業
農業集落排水事業
漁業集落排水事業
特定地域生活排水処理事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	特定環境保全公共下水道事業:平成16年度(22年) 農業集落排水事業:平成13年度(25年) 漁業集落排水事業:平成9年度(28年) 特定地域生活排水処理事業:平成17年度(21年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適用(一部適用)
処理区域内人口密度	特定環境保全公共下水道事業:18.0人/ha 農業集落排水事業:14.1人/ha 漁業集落排水事業:14.2人/ha 特定地域生活排水処理事業:43.0人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	特定環境保全公共下水道事業:1処理区 農業集落排水事業:3処理区 漁業集落排水事業:2処理区 特定地域生活排水処理事業:該当なし		
処 理 場 数	特定環境保全公共下水道事業:1処理場 農業集落排水事業:2処理場 漁業集落排水事業:2処理場 特定地域生活排水処理事業:該当なし		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成16年度に農業集落排水事業(浜津地区)を特定環境保全公共下水道事業に統合しています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

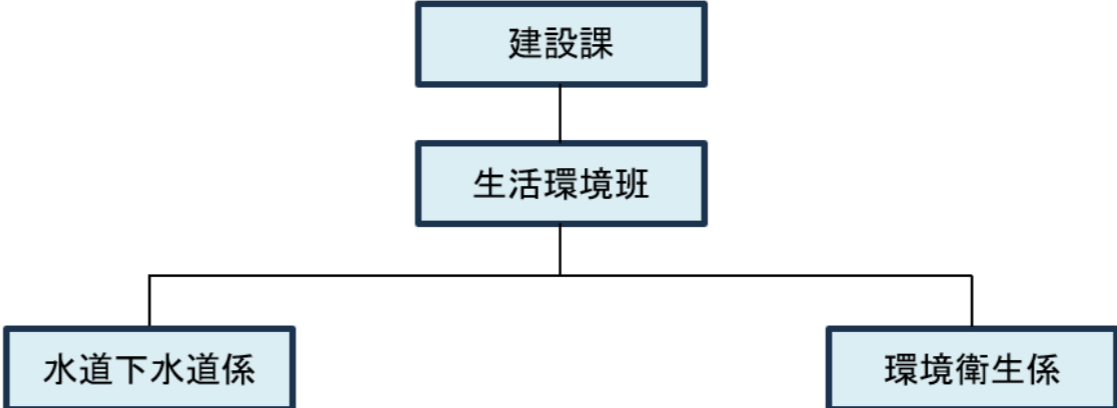
② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	本町では、下水道使用料は基本使用料に汚水排水量に応じた従量使用料を加えて計算します。 0㎡以上15㎡未満:2,000円(税抜)(2,200円(税込)) 15㎡以上30㎡未満の部分:1㎡につき150円(税抜)(165円(税込)) 30㎡以上の部分:1㎡につき170円(税抜)(187円(税込))						
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	同上						
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	同上						
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和4年度	3,190	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和4年度	3,287	円
	令和5年度	3,190	円		令和5年度	3,257	円
	令和6年度	3,190	円		令和6年度	3,287	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	課長 1名、班長 1名、水道下水道係 2名、環境衛生係 3名(1名は班長と兼務、2名は水道下水道係と兼務) なお、水道下水道係及び環境衛生係のうち下水道担当の職員は1名です。
事業運営組織	 <pre> graph TD A[建設課] --> B[生活環境班] B --> C[水道下水道係] B --> D[環境衛生係] </pre>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	該当なし
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

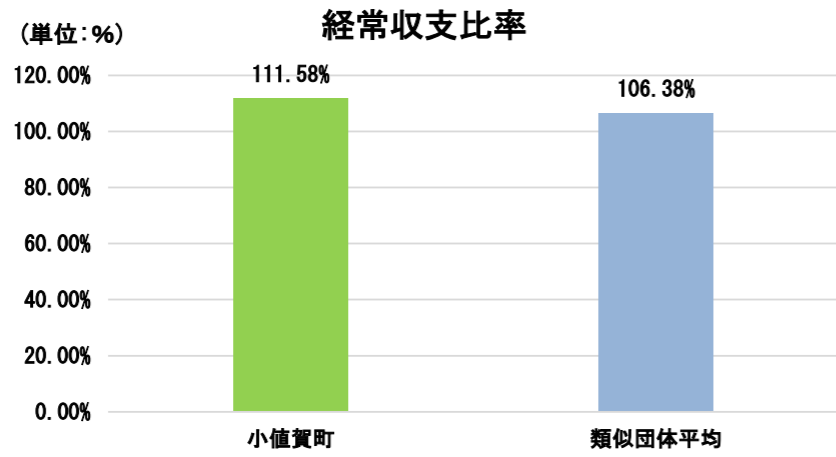
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表)を添付すること。

経営環境や規模等が類似している他団体を独自に抽出し、重要視される経営指標の比較、分析をした結果は以下のとおりになります。また、公表している令和6年度決算「経営比較分析表」を添付しています。

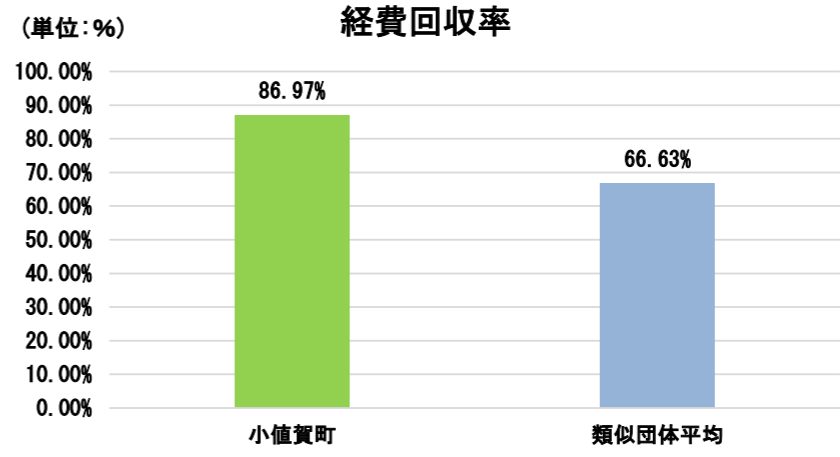
【特定環境保全公共下水道事業】

○経常収支比率



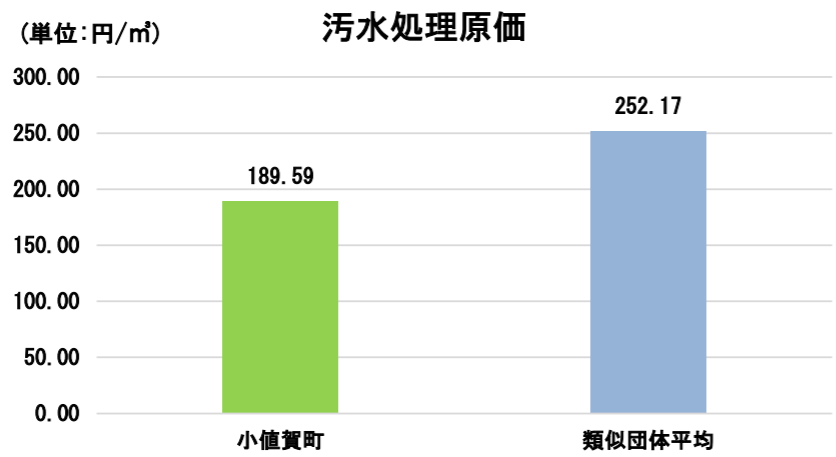
目安となる100%を超えて推移しています。類似団体平均も上回っており、概ね良好な水準を維持できている状況です。今後も安定した事業継続のためには、100%以上の水準を維持していく必要があります。

○経費回収率



類似団体平均との比較では良好であるものの、100%を下回っており、汚水処理原価を使用料で回収できていない状況です。そのため、安定した事業継続のために、収益増加や費用削減などの経営改善や使用料改定等を検討する必要があります。

○汚水処理原価



類似団体平均を下回っており、有収水量1㎡あたりにかかるコストは比較的低いといえます。ただし、今後も維持管理費の増加や物価上昇等により増加することが予想されるため、150円以下を目指し、投資の効率化や維持管理費の削減等の経営改善が必要です。

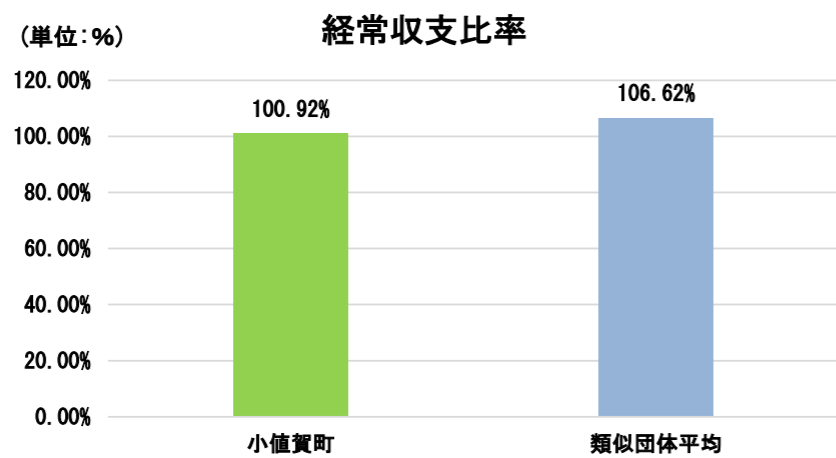
○管渠老朽化率



平成16年度に一部供用を開始した比較的新しい事業であるため、さほど管渠の老朽化は進行しておらず、当面は管渠更新の予定はありません。

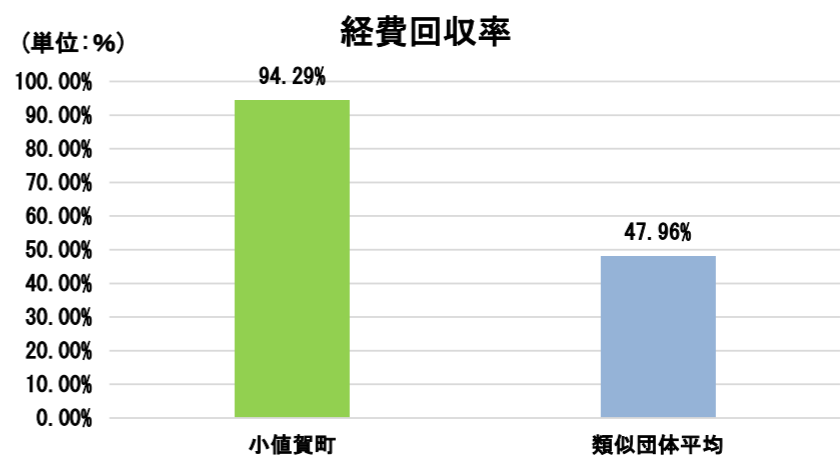
【農業集落排水事業】

○経常収支比率



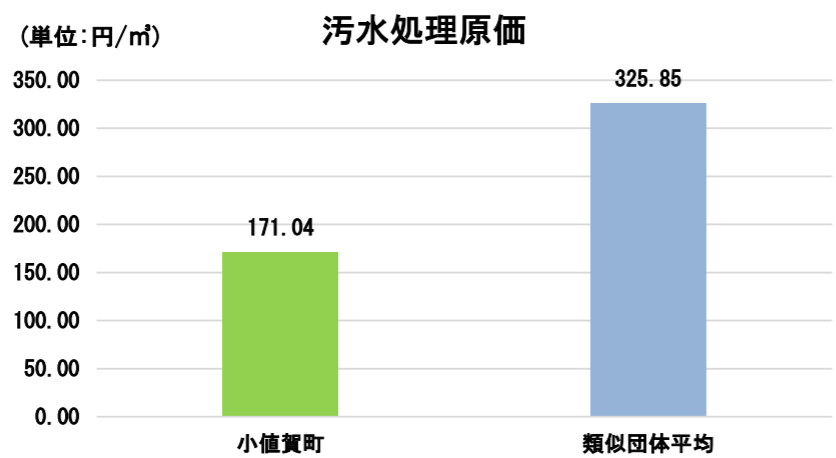
目安となる100%を超えて推移していますが、類似団体平均との比較ではやや低い水準です。今後も安定した事業継続のためには、100%以上の水準を維持していく必要があります。

○経費回収率



類似団体平均との比較では良好であるものの、100%を下回っており、汚水処理原価を使用料で回収できていない状況です。そのため、安定した事業継続のために、収益増加や費用削減などの経営改善や使用料改定等を検討する必要があります。

○汚水処理原価



類似団体平均を下回っており、有収水量1㎡あたりにかかるコストは比較的低いといえます。ただし、今後も維持管理費の増加や物価上昇等により増加することが予想されるため、150円以下を目指し、投資の効率化や維持管理費の削減等の経営改善が必要です。

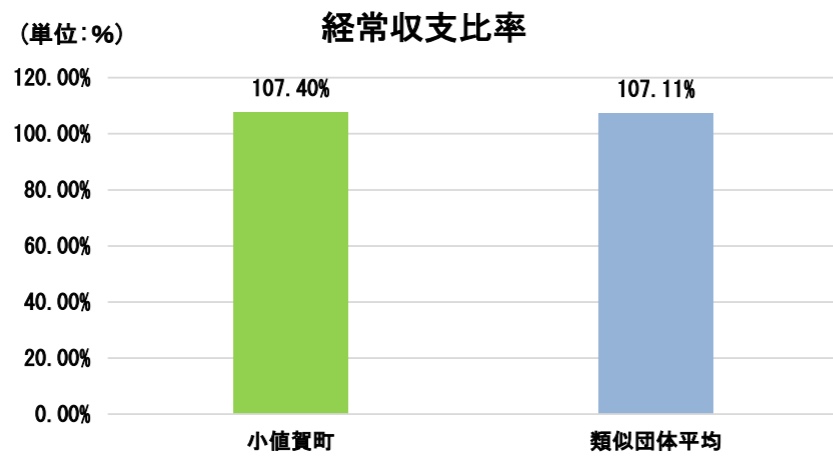
○管渠老朽化率



平成13年度に一部供用を開始した比較的新しい事業であるため、さほど管渠の老朽化は進行しておらず、当面は管渠更新の予定はありません。

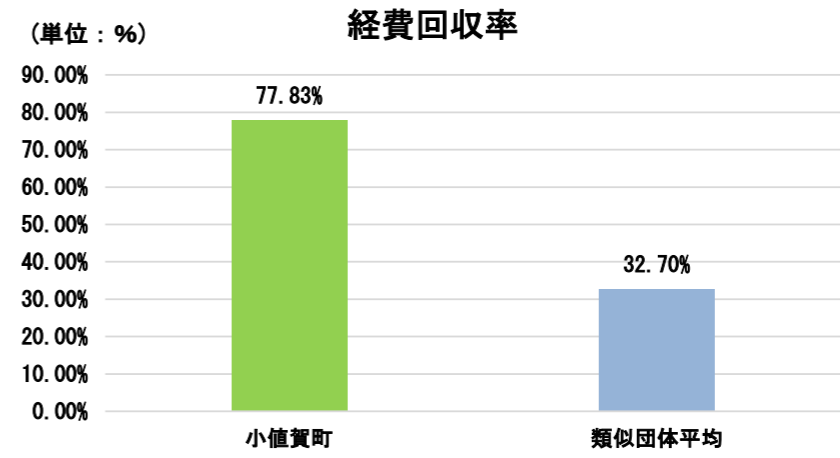
【漁業集落排水事業】

○経常収支比率



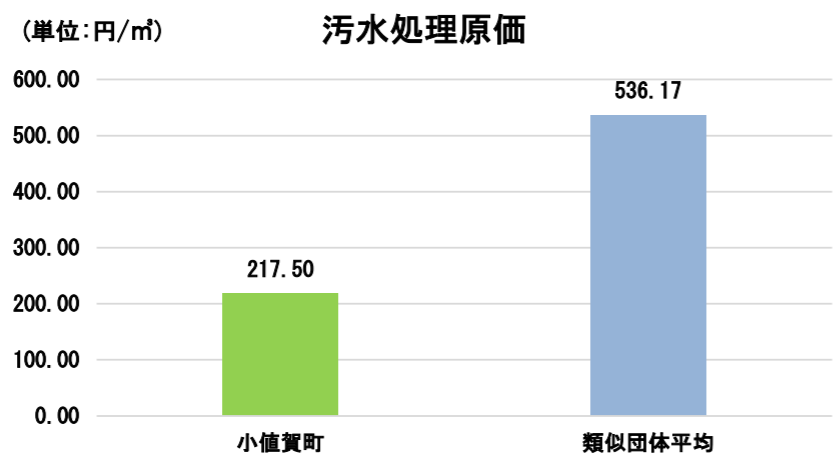
目安となる100%を超えて推移しています。類似団体平均も上回っており、概ね良好な水準を維持できている状況です。今後も安定した事業継続のためには、100%以上の水準を維持していく必要があります。

○経費回収率



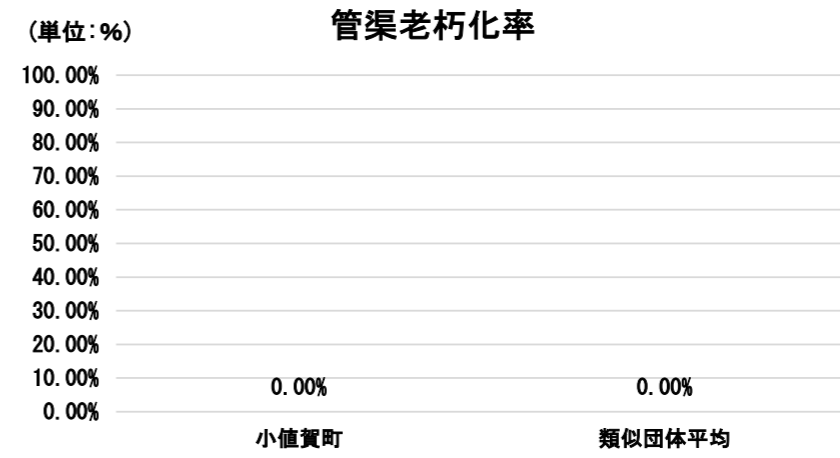
類似団体平均との比較では良好であるものの、100%を下回っており、汚水処理原価を使用料で回収できていない状況です。そのため、安定した事業継続のために、収益増加や費用削減などの経営改善や使用料改定等を検討する必要があります。

○汚水処理原価



類似団体平均を下回っており、有収水量1m³あたりにかかるコストは比較的低いといえます。ただし、今後も維持管理費の増加や物価上昇等により増加することが予想されるため、150円以下を目指し、投資の効率化や維持管理費の削減等の経営改善が必要です。

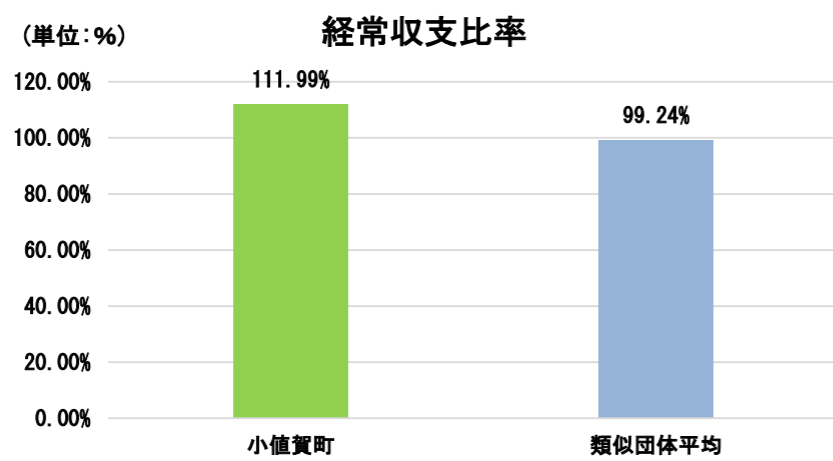
○管渠老朽化率



平成9年度に一部供用を開始した比較的新しい事業であるため、さほど管渠の老朽化は進行しておらず、当面は管渠更新の予定はありません。

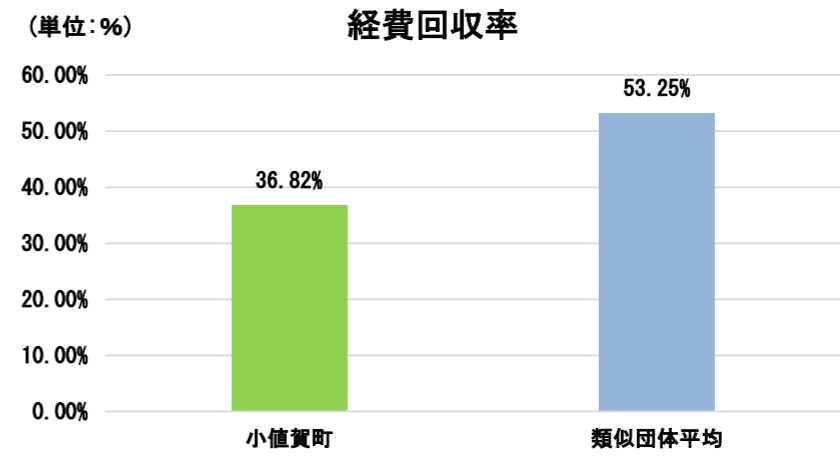
【特定地域生活排水処理事業】

○経常収支比率



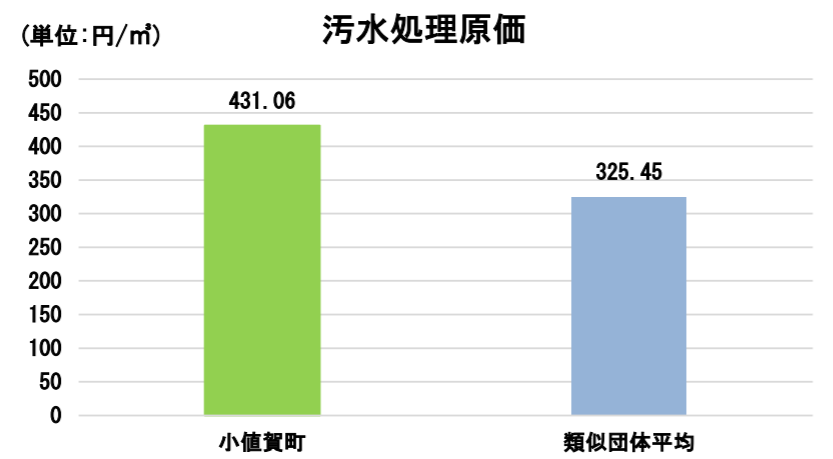
目安となる100%を超えて推移しています。類似団体平均も上回っており、概ね良好な水準を維持できている状況です。今後も安定した事業継続のためには、100%以上の水準を維持していく必要があります。

○経費回収率



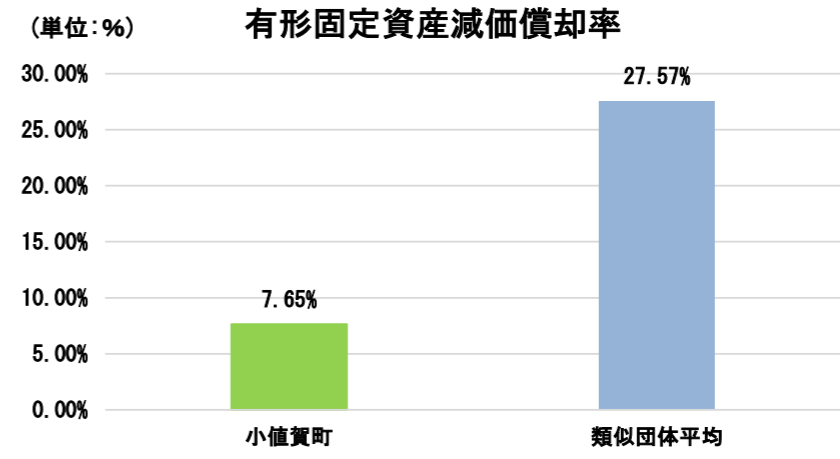
100%を下回っており、汚水処理原価を使用料で回収できていない状況です。また、類似団体平均との比較でも低い水準です。そのため、安定した事業継続のために、収益増加や費用削減などの経営改善や使用料改定等を検討する必要があります。

○汚水処理原価



類似団体平均を上回っており、有収水量1m³あたりにかかるコストは比較的高い状況です。今後も維持管理費の増加や物価上昇等により増加することが予想されるため、150円以下を目指し、投資の効率化や維持管理費の削減等の経営改善が必要です。

○有形固定資産減価償却率

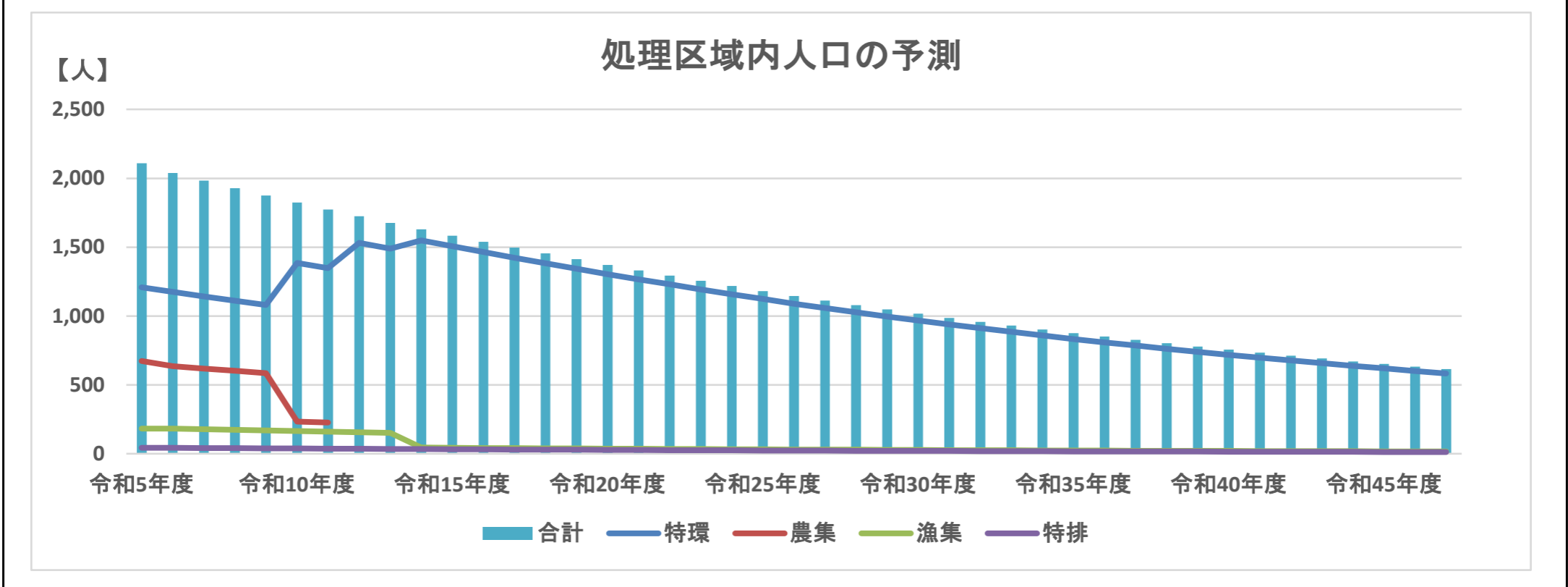


平成17年度に一部供用を開始した比較的新しい施設であるため、さほど施設及び設備の老朽化は進行していません。

2. 将来の事業環境

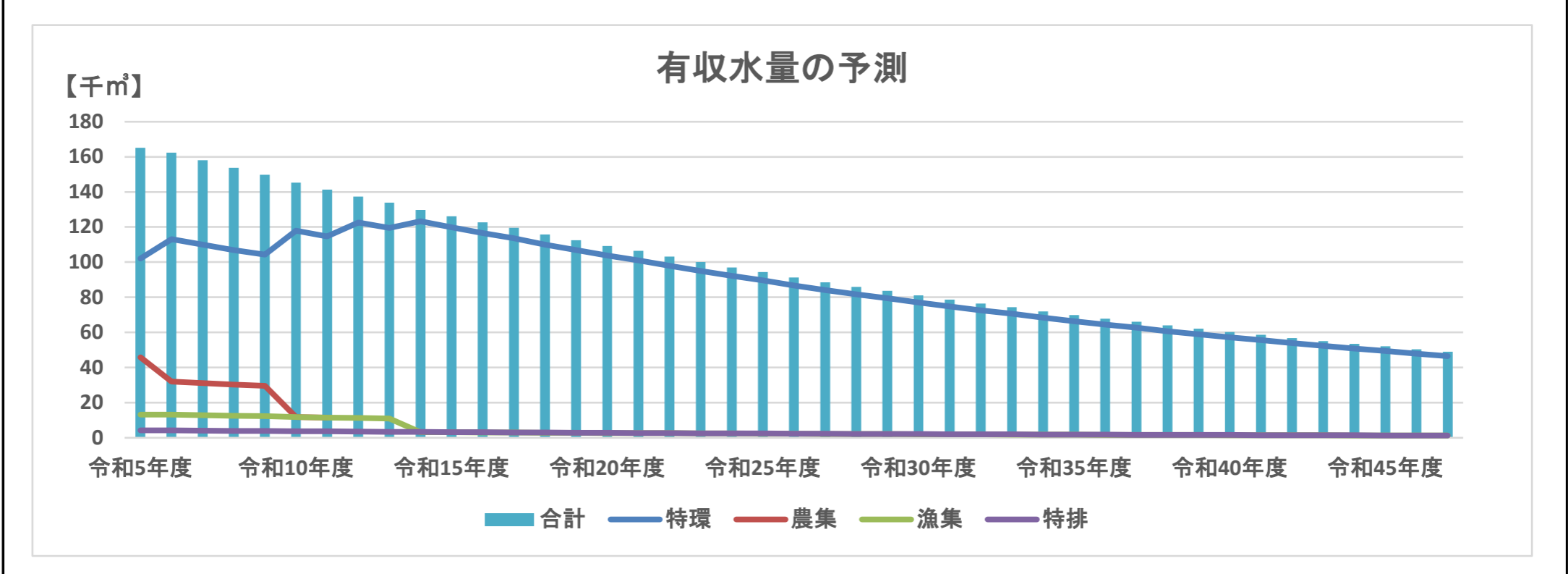
(1) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口予測にあたっては、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」を根拠とする将来年度の人口予測値に、直近の普及率を乗じることで推計しています。
 なお、令和10年度より前方地区(農業集落排水事業)、令和12年度より柳地区(農業集落排水事業)、令和14年度より斑地区(漁業集落排水事業)を特定環境保全公共下水道事業に統合する予定のため、各事業における処理区域内人口も統廃合の影響で変動します。



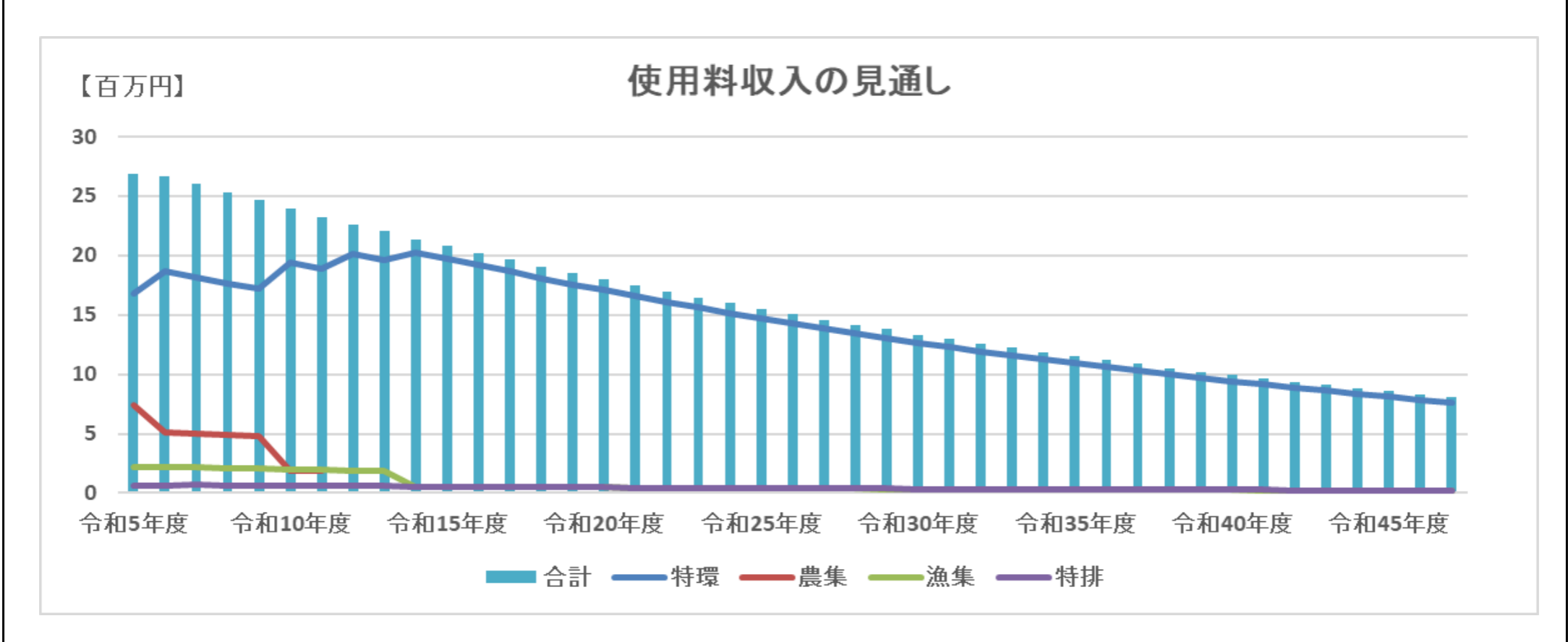
(2) 有収水量の予測

直近の実績を基に1人当たり1日平均汚水量(m³/人・日)を算出し、上記で予測した処理区域内人口、水洗化率予測値(直近の水洗化率実績が続くものとする)、及び各年度の日数を乗じて有収水量を予測しています。行政区域内人口の減少に伴い、処理区域内人口及び水洗化人口も減少することから、有収水量も減少していく予測としています。
 なお、令和10年度より前方地区(農業集落排水事業)、令和12年度より柳地区(農業集落排水事業)、令和14年度より斑地区(漁業集落排水事業)を特定環境保全公共下水道事業に統合する予定のため、各事業における有収水量も統廃合の影響で変動します。



(3) 使用料収入の見通し

使用料収入は、有収水量の予測値に直近の使用料単価を乗じて推計しています。有収水量や水洗化人口の減少に伴い、下水道使用料も減少する見通しです。
 なお、令和10年度より前方地区(農業集落排水事業)、令和12年度より柳地区(農業集落排水事業)、令和14年度より斑地区(漁業集落排水事業)を特定環境保全公共下水道事業に統合する予定のため、各事業における使用料収入も統廃合の影響で変動します。



(4) 施設の見通し

処理場及びマンホールポンプの機械及び装置は耐用年数が15～20年の資産であり、相当の年数が経過していることからストックマネジメント計画を策定し、計画的に設備の更新を行っています。管渠については耐用年数が50年であり、さほど老朽化は進行していないものの、ストックマネジメント計画におけるリスク評価に基づき、優先度の高い管渠から改築を進めます。
令和10年度より前方地区(農業集落排水事業)、令和12年度より柳地区(農業集落排水事業)、令和14年度より斑地区(漁業集落排水事業)を特定環境保全公共下水道事業に統合する予定です。

(5) 組織の見通し

職員数は現状を維持することとしており、組織の見直しは予定していません。
なお、現在は技術系職員が不在のため、担当する事務系職員が技術的知見や経験を得る手段が少ないことから、技術力の維持向上が課題となっています。

3. 経営の基本方針

- ・ 持続可能な下水道事業に向けて、下水道施設の適切な維持管理を図り、施設の長寿命化や耐震化を進めながら計画的で効率的な施設更新に取り組みます。
- ・ 水質保全や生活環境の改善に関する広報・啓発活動の展開により、現状85%程度 of 下水道接続率の更なる向上を図ります。
- ・ 講習会や研修会への参加を積極的に行い、職員の技術及び知識の向上に努めます。
- ・ 災害発生時における危機管理体制を強化し、下水道施設の機能維持・早期復旧に努めます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

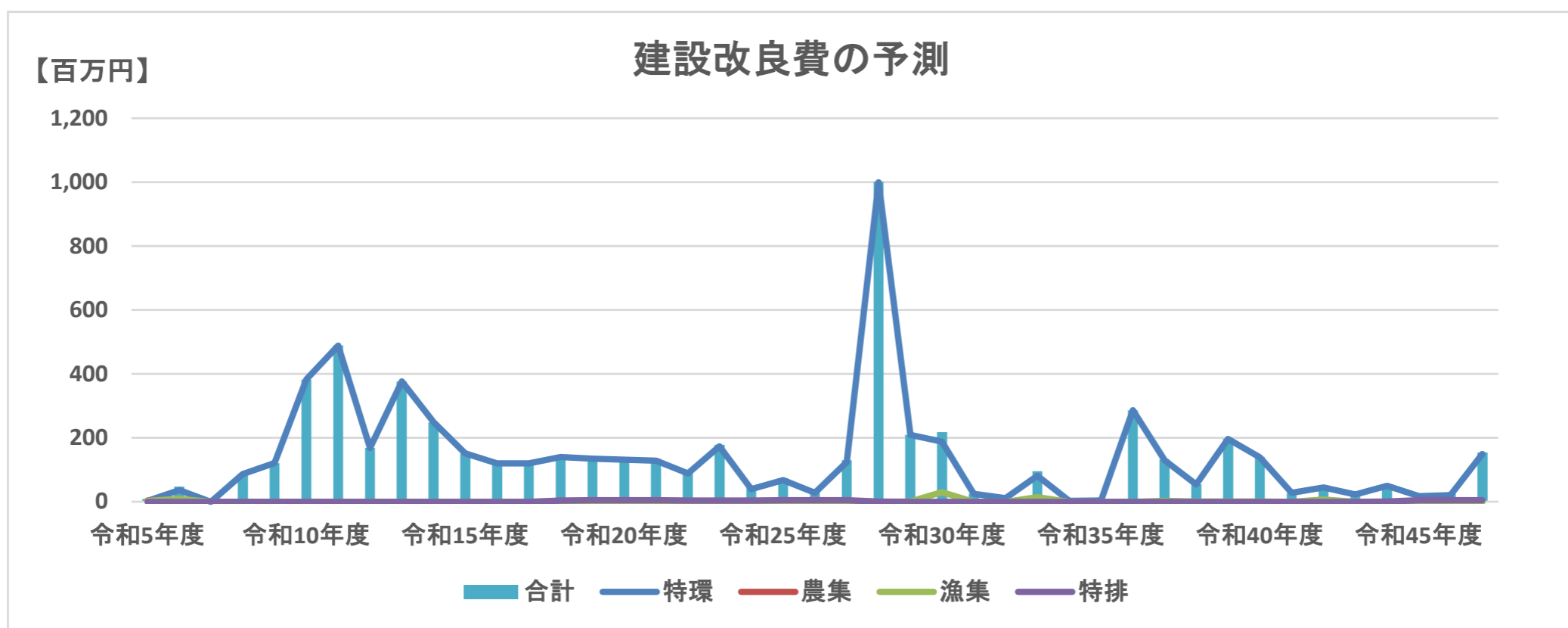
(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「小値賀町特定環境保全公共下水道全体計画」に基づき、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業の特定環境保全公共下水道事業への接続に向けた投資を行います(令和8年度から令和14年度までで約12.2億円)。 ・ スtockマネジメント計画に基づき、投資の平準化を図りながら施設や管渠を計画的に更新していきます。
-----	--

・ 令和4年度に策定した「小値賀町特定環境保全公共下水道全体計画」に基づき、農業集落排水及び漁業集落排水の接続管路工事を令和8年度から令和13年度まで、し尿処理場の改築工事を令和10年度から令和12年度まで、笛吹浄化センターの新設・増設工事を令和10年度から令和14年度まで計上しています。

・ 更新投資に関しては、ストックマネジメント計画に基づき、老朽化施設の改築更新等にかかる投資金額を令和17年度まで計上しています。また、令和18年度以降については明確な投資計画がないため、固定資産台帳上の耐用年数から本来必要な投資金額を推計しています(再投資までの期間は、管渠については耐用年数の1.5倍、その他の資産については耐用年数の1.0倍とした)。ただし、本町の投資方針を踏まえ、各年度の事業費が過大とならないように、令和17年度までは一般会計からの繰入金の上限が約1億3千万円となるように投資額を平準化しています。



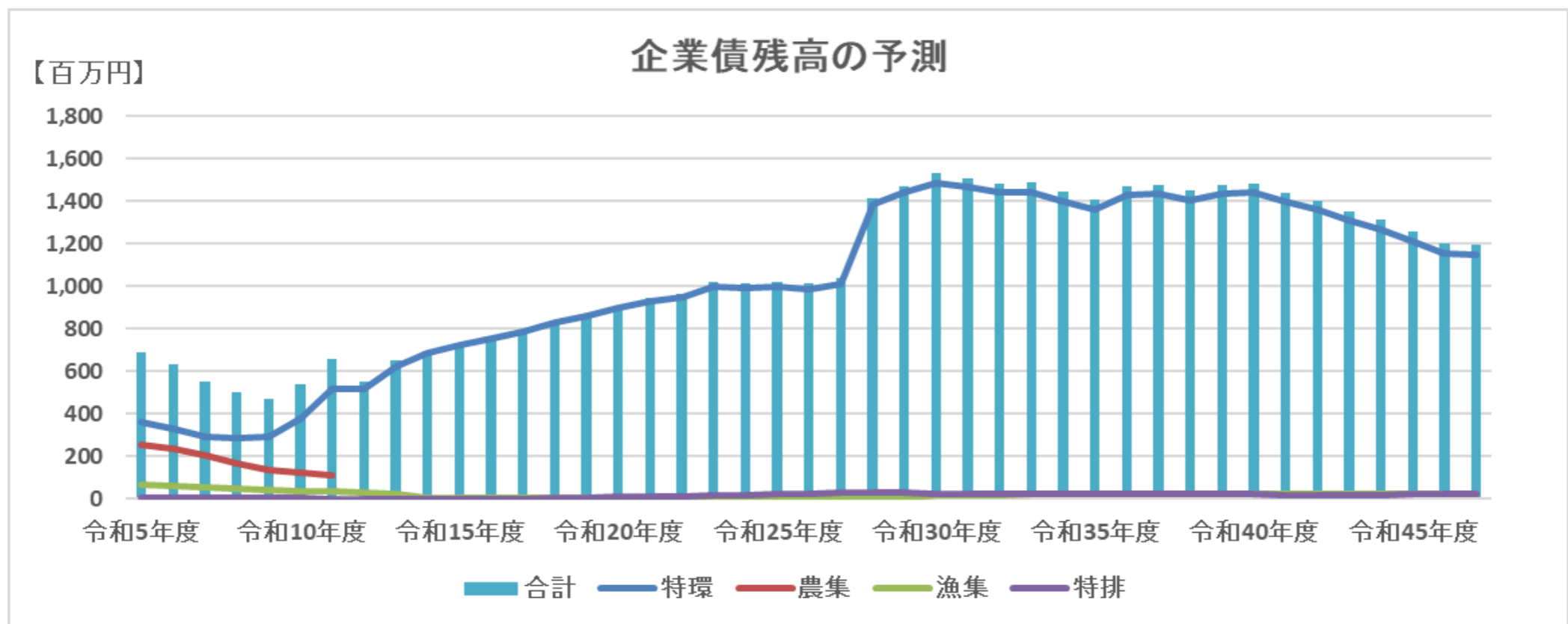
② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<p>〈目標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経常収支比率:100%を下回らない ・経費回収率:100% <p>〈考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、人口減少に伴う汚水処理水量の減少により使用料収入が減少し、あわせて物価上昇に伴い各種費用が増加することから、経常収支比率や経費回収率は低下することが見込まれます。 ・経常収支比率は現状100%を上回っていますが、今後も100%を下回らないことを目標とします。 ・経費回収率は現状100%を下回っているため、使用料改定を検討するとともに、今後も費用削減に努めることで、100%を目標とします。
-----	--

・使用料収入については、2. (3)の見通しのとおり、人口減少に伴い使用料収入も減少していく見込みとしています。
 なお、使用料改定は想定せずに投資・財政計画を作成しています。

・投資に対する財源については、財源割合を国庫補助金50%、企業債40%、一般会計繰入金10%(特定地域生活排水処理事業のみ国庫補助金30%、企業債60%、一般会計繰入金10%)として見込んでいます。

・繰入金については、公営企業の原則である独立採算を基本とし、国が示す繰出基準に基づく繰り入れを原則としていますが、資本的収支において補填財源で補填してもなお不足する金額について、基準外繰入金で賄うことを見込んでいます。



③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

(職員給与費に関する事項)
 令和6年度実績をベースとし、人件費上昇率として令和8年度は1.9%、令和9年度以降は1.0%を加味して見込んでいます。

(動力費、薬品費に関する事項)
 直近3年間の実績平均より有収水量1m3当たりの単価を算出し、変動費として有収水量の推移と連動させています。また、物価上昇率は令和8年度は1.9%、令和9年度以降は1.0%を加味して見込んでいます。

(修繕費に関する事項)
 老朽化により年々増加しているため、不具合箇所を事前把握し、計画的に修繕していくことで平準化を図ります。そのため、直近3年間の実績平均に上昇率は令和8年度は1.9%、令和9年度以降は1.0%を加味して見込んでいます。

(委託費、その他経費に関する事項)
 委託費については直近実績に、その他経費については直近3年間の実績平均に、上昇率は令和8年度は1.9%、令和9年度以降は1.0%を加味して見込んでいます。

(減価償却費、利息に関する事項)
 減価償却費については、既存資産の減価償却費に4. (2)①で見込んだ投資に係る減価償却費を加味して見込んでいます。また、支払利息については、既発債の支払利息に4. (2)②で見込んだ財源となる起債に係る支払利息を年2.5%で計算し見込んでおります。

なお、人件費上昇率及び物価上昇率は、内閣府公表(令和7年8月7日)の「中長期の経済財政に関する試算」における消費者物価上昇率(過去投影ケース)を利用しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	令和10年度に前方地区、令和12年度に柳地区、令和14年度に斑地区を特定環境保全公共下水道に統合することを予定しています。 大島地区の統廃合は、地形的に難しいことから、処理場の改築時には、適切な処理能力へ改築します。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画に基づき、計画的・効果的な点検・調査、修繕・改築を着実に実施していきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	PPP/PFIなどの導入については、離島という地域特性や事業の公共性と効率性を踏まえ、今後の検討課題とします。
その他の取組	国の補助事業の活用や交付税措置の有無など、適切な財源確保について検討した上で投資計画を策定します。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	人口減少により今後も使用料収入の増加は見込めない一方、物価上昇等により汚水処理に係る費用は今後も増加することが見込まれます。また、直近の農業集落排水及び漁業集落排水の特定環境保全公共下水道への接続工事や、その後は老朽化対応による更新工事のための多額の建設改良費が必要となること、それに伴う企業債の借入及び返還が必要となり、現状の使用料水準のままでは、一般会計からの基準外繰入が増加し続けることとなります。そのため、令和10年度からの改定を目標に、令和8年度から使用料改定について検討します。
資産活用による収入増加の取組について	該当なし
その他の取組	国の補助事業の活用や交付税措置の有無など、適切な財源確保について検討します。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	包括的民間委託等の導入については、離島という地域特性や事業の公共性と効率性を踏まえ、今後の検討課題とします。
職員給与費に関する事項	常にコスト意識を持って業務に当たります。
動力費に関する事項	機器の適正な運用を図り、コスト縮減に努めます。
薬品費に関する事項	機器の適正な運用を図り、コスト縮減に努めます。
修繕費に関する事項	最も古い施設では、供用開始から28年が経過しており、今後は、修繕費等が増加することが考えられることから、ストックマネジメント計画に基づき計画的に修繕等を行います。また、老朽化していく施設の長寿命化等を検討・実施していきます。
委託費に関する事項	委託業務内容及び委託期間について検討し、経費の節減、効率化に努めます。
その他の取組	供用開始区域内における下水道未接続世帯や商店等に対し、接続への啓発活動を継続的に行います。また、水洗便所改造資金融資斡旋及び利子補給制度を継続し、1日でも早い下水道への接続を促します。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	経営戦略の推進のため、毎年度、投資・財政計画の実績や収支の乖離状況を把握することで、進捗管理(モニタリング)を行います。 経営戦略の計画期間は令和17年度までですが、「経営戦略ガイドライン」(総務省)では、その推進に当たり毎年度進捗管理(モニタリング)を行うとともに、3～5年に一度見直し(ローリング)を行う必要があるとされています。そのため、経営戦略を着実に推進させるため、毎年目標指標の達成状況を把握することで進捗管理を行うとともに、5年先の令和12年度を目途として経営戦略を改定する予定です。
---------------------	--

6. 経費回収率向上に向けた取り組み及びロードマップ

国土交通省「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について(令和2年7月22日)」に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に

(1) 業務目標と目標年次

下水道事業では、経費回収率を定量的な業績指標として定め、令和17年度までに達成すべき目標を設定しました。

指標名	事業	令和6年度実績	令和12年度目標	令和17年度目標
経費回収率	特定環境保全公共下水道事業	87.0%	100.0%	100.0%
	農業集落排水事業	94.3%		
	漁業集落排水事業	77.8%		
	特定地域生活排水処理事業	36.8%		

※令和12年及び令和17年度目標値は、全ての事業を合算しています。

(2) 経費回収率向上に向け、収入増加及び支出削減のための具体的取組及び実施時期

令和6年度実績では全ての事業において経費回収率が100%を下回っている状況です。

収入増加については、今後は人口減少による使用料収入の減少、物価上昇や老朽化による維持管理費の増加により、経費回収率の増加は見込めないため、計画期間内に経費回収率100%を目指すべく、令和10年度に料金改定することを目標に、適正な使用料への見直しを検討します。

支出削減については、ストックマネジメント計画に基づいて管渠や施設を計画的かつ効率的に維持管理することにより、経費削減に努めます。

(3) 今後のロードマップ

経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。

施策	年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
経営戦略計画期間		→									
経営戦略改定						◎					◎
使用料改定検討		→									
ストックマネジメント		→									

投資・財政計画
(収支計画)

小値賀町下水道事業

(単位:千円)

年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
区 分		(決算)	(決算)											
資本的収入	1. 企業債	20,300	-	34,658	48,329	153,009	195,616	67,475	150,455	99,487	60,400	48,000	48,000	
	うち資本費平準化債	4,800	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	2. 他会計出資金	48,260	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	3. 他会計補助金	-	-	8,664	12,082	38,252	48,904	16,869	37,614	24,872	15,100	12,000	12,000	
	4. 他会計負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	5. 他会計借入金	-	15,000	20,000	20,000	7,500	7,500	-	-	-	-	-	-	
	6. 国(都道府県)補助金	18,700	-	43,322	60,411	191,261	244,520	84,344	188,069	124,359	75,500	60,000	60,000	
	7. 固定資産売却代金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	8. 工事負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	9. その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計 (A)	87,260	15,000	106,645	140,821	390,021	496,540	168,689	376,139	248,719	151,000	120,000	120,000	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	純計 (A)-(B) (C)	87,260	15,000	106,645	140,821	390,021	496,540	168,689	376,139	248,719	151,000	120,000	120,000	
	資本的支出	1. 建設改良費	47,513	-	86,645	120,821	382,521	489,040	168,689	376,139	248,719	151,000	120,000	120,000
うち職員給与費		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2. 企業債償還金		76,031	80,008	83,411	83,954	82,409	76,857	67,236	50,449	38,753	23,533	17,962	17,308	
3. 他会計長期借入返還金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
4. 他会計への支出金		-	15,000	20,000	20,000	7,500	7,500	-	-	-	-	-	-	
5. その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計 (D)	123,544	95,008	190,056	224,775	472,431	573,398	235,925	426,587	287,471	174,533	137,962	137,308		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	36,284	80,008	83,411	83,954	82,409	76,857	67,236	50,449	38,753	23,533	17,962	17,308		
補填財源	1. 損益勘定留保資金	37,199	80,008	79,223	49,794	51,008	55,542	61,102	36,771	29,708	18,042	13,599	12,944	
	2. 利益剰余金処分量	-	-	1,038	29,766	17,491	3,532	-	-	-	-	-	-	
	3. 繰越工事資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	4. その他	265	-	3,151	4,394	13,910	17,783	6,134	13,678	9,044	5,491	4,364	4,364	
計 (F)	37,464	80,008	83,411	83,954	82,409	76,857	67,236	50,449	38,753	23,533	17,962	17,308		
補填財源不足額 (E)-(F)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
他会計借入金残高 (G)	-	15,000	35,000	55,000	62,500	70,000	-	-	-	-	-	-	-	
企業債残高 (H)	633,020	553,012	504,258	468,633	539,232	657,991	658,230	758,237	818,972	855,838	885,876	916,568		

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分		(決算)	(決算)										
収益的収支分		88,048	77,314	73,769	72,254	73,511	80,684	90,710	92,907	101,858	107,930	112,085	115,137
	うち基準内繰入金	73,236	62,314	58,769	57,254	58,511	65,684	75,710	77,907	86,858	92,930	97,085	100,137
	うち基準外繰入金	14,812	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
資本的収支分		36,800	-	8,664	12,082	38,252	48,904	16,869	37,614	24,872	15,100	12,000	12,000
	うち基準内繰入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	うち基準外繰入金	36,800	-	8,664	12,082	38,252	48,904	16,869	37,614	24,872	15,100	12,000	12,000
合 計		124,848	77,314	82,434	84,336	111,763	129,588	107,579	130,521	126,730	123,030	124,085	127,137

供用開始年月日 平成 16 年 4 月 1 日
 処理区域内人口 2,038人
 計算期間 自令和8年度 至令和12年度
 (5年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A) - (B)
使 用 料 (X)	千円 26,681	千円 23,952	千円	千円 23,952
受 託 工 事 収 益	0	0		0
そ の 他	5	4		4
合 計	26,686	23,956	0	23,956

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A) - (B)
職 員 給 与 費	4,888	5,203		5,203
経 費	動 力 費	8,497	7,638	7,638
	薬 品 費	367	252	252
	委 託 費	9,116	9,704	9,704
	修 繕 費	136	1,865	1,865
	材 料 費	0	0	0
	流域下水道管理運営負担金	0	0	0
	そ の 他	7,502	6,526	0
小 計	30,506	31,190	0	31,190
資 本 費	支 払 利 息	9,974	9,395	9,395
	減 価 償 却 費	112,244	95,352	95,310
小 計	122,218	104,747	104,705	42
合 計 (Y)	152,724	135,937	104,705	31,232

資 産 維 持 費 (Z)	64,701
使用料対象経費(Y) + (Z)	95,932

$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 25.0\%$

<使用料水準についての説明>

計算期間(令和8年度～令和12年度)における回収率(資産維持費を含めた使用料対象経費に対する下水道使用料の割合)は約25%であり、使用料単価が低いことから使用料対象経費を使用料で賄えておりません。
 また、今後は人口減少による使用料収入の減少、老朽化による維持管理費の増加により、回収率の増加は見込めないため、計画期間内に回収率100%を目指すべく、適正な使用料への見直しを検討する予定です。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。